

木沢村の近世・近代史料

地方史班（徳島地方史研究）

金原 祐樹^{*1} 町田 哲^{*2} 新居 聡^{*3} 日野 善雄^{*4} 大柴せつ子^{*5} 神津 武男^{*6}
徳野 隆^{*1}

1. 総論

木沢村では昭和51年に刊行された『木沢村誌』の編纂中に近世・近代の多くの資料が整理、目録化され、一部は解説されて村誌に掲載している。そのとき作成された目録が木沢村教育委員会に村誌関係資料として残されていたので、その目録に記載があった史料の中から調査対象資料を選択することにした。今回の地方史班による木沢村調査では「湯浅秀利家文書」「木沢村歴史民俗資料館所蔵浄瑠璃本」「木沢村役場文書」を調査対象とした。

1) 湯浅秀利家文書（木頭村庄屋文書）

湯浅秀利家は、江戸初期から那賀郡木頭村の政所・庄屋を務めた家と言われ、文政2年（1819）仁宇谷53ヶ村組頭庄屋役であった柏木叟右衛門が仁宇谷一揆により組頭庄屋を解任された後、仁宇谷の奥側、坂州木頭・沢谷・上那賀地域の組頭庄屋となった。その後幕末まで組頭庄屋を務めている。その後湯浅家の古文書は、大正年間に行われた民政資料調査及び展示会に「湯浅高太郎氏」の名前で多数出品されており、一部は『阿波藩民政資料』に収録されている。さらに昭和50年代に『木沢村誌』『上那賀町誌』に利用されており、資料編に収録してある。

今回の調査で、湯浅家には12箱の古文書があり、一紙もの冊もの合わせると少なく見積っても2,000点を超える膨大な史料群が残っていた。その多くは現在まで確認されていない史料であると思われる。地方史班では、史料をデジタルカメラによる撮影を

行なったが、今回の調査期間内では12箱の内4箱分の約5,000コマを撮影することが限界であり、その全容を掴むには到底至っていない。それでも、近世期における木沢村内外の村々の成り立ちや産業等を知るための好史料を多く得ることができた。この史料を利用し、各論として①町田哲・新居聡「木頭村木挽座株に関する一史料」、②日野善雄「『諸出入株控』に見る組頭庄屋の仕事」、③大柴せつ子「木頭村『村明細帳』について」を得た。

2) 木沢村歴史民俗資料館所蔵浄瑠璃本

木沢村は、現在も農村舞台が残されるなど、楽しみとして広く人形浄瑠璃が浸透していた。木沢村歴史民俗資料館及び木沢村教育委員会には、111冊126点の浄瑠璃本が所蔵されていた。この史料により各論として④神津武男「木沢村歴史民俗資料館所蔵浄瑠璃本について－淡路座の影響など－」を得た。

3) 木沢村公文書

木沢村役場には三階に書庫があり、多数の貴重な近代史料としての公文書を確認することができた。明治5年から現在に至る行政公文書が残されている。今回の調査対象は基本的に坂州木頭村と沢谷村の合併により木沢村が誕生した昭和30年までとした。この調査は漸く書庫内の対象公文書を目録化することを終え1,206冊分の目録を作成した。ほとんどが沢谷村の文書であり、坂州木頭村の文書は数少なかった。この調査により各論⑤金原祐樹「木沢村公文書の概要」、⑥徳野隆「『郡役所達』に見る設立当初の戸長役場」を得た。（金原 祐樹）

*1 徳島県立文書館職員 *2 鳴門教育大学講師 *3 鳴門教育大学大学院 *4 元徳島県立文書館職員
*5 徳島県立城ノ内高等学校教員 *6 早稲田大学演劇博物館客員研究員

2. 木頭材木挽座株に関する一史料

1) はじめに

挽座とは、従来次のように理解されている¹⁾。

- ①木材を挽きこれを売買する座が挽座であり、その権利が挽座株である。
- ②これとは別に「取山」を所持する材木商人を売人といい、売人の持つ権利が売人株である。
- ③売人株は、当初木頭山元が所持していたが、取山所有者で那賀川下流域に存在する25人に所持権が移り、彼らによって材木流通が掌握される。
- ④一方、売人株とは別に、元禄3年(1690)に挽座株(材木挽売場所)が設置され、那賀川下流の中島・富岡の売人たちに免許された。その範囲は那賀川流域と赤石～椿泊・蒲生田に及ぶ。
- ⑤ところが売人株は、明和期までの間に木頭の百姓の手に移る。
- ⑥明和元年(1764)に、挽座株も木頭山元に移るが、実質的経営は下流の商人が「下裁判人」としてその経営にあっていた。
- ⑦享和元年(1801)に、下流の商人に挽座株が戻された。

このように、木頭百姓と下流域中島・富岡の商人との間での、材木流通の権利をめぐる争奪過程として論じられてきた。

また、これまで挽座についての分析は、『阿波藩民政資料』等に掲載された活字史料に依拠したものが大半で、しかもその中心は、文政3年(1820)に77才であった北川村七郎右衛門(佐右衛門)による覚書「材木方売人記録之覚」(大正期・湯浅高太郎氏所蔵=現・湯浅秀利氏所蔵文書)であった²⁾。今回の調査では、新たに、挽座や木頭林業の解明に資する好史料「材木挽座壱件願書写」が確認された(別添史料参照)。直接木沢が登場するわけではないが、木頭・木沢の林業地帯の解明のためには欠かせないものとなろう。ここでは、その史料を紹介し、論点と課題を指摘して報告にかえたい。

2) 「材木挽座壱件願書写」の概要と若干の論点

この史料は、天保6年(1835)11月に木頭上山村百姓8名・白石村百姓1名が、海部・那賀郡代手代

にあてて、①赤石(現小松島市)～椿泊(現阿南市)での他国木入津差し止め、②木頭山材木の売捌・積出のための問屋の新規設置を願い出たものである³⁾。「再三」とあるように、この段階より以前にはほぼ同様の願書が提出されていたようだが、他に確認はできない。

全体は、a～fの6つに区分できる。

まずaでは、木頭上山・下山は田畑がなく、材木生産で渡世を凌いでいる土地柄であること、また米納できないので、大坂米相場平均値段に間銀を加えた額を銀札にて年貢を上納している点が述べられている。材木依存の地域ということが強調されている。そうした地域での材木売捌に関する経緯が、以下で記される。

bでは、「木頭材木挽座株」の設定に関する内容が記される。挽座株は、木頭百姓の側から願い出て木頭代官から承認されたこと、那賀郡中島・富岡に、それも10年季単位に設定され、冥加銀4貫360目(10年)の上納が義務づけられたこと、その見返りに、赤石～椿泊が挽座株の材木売場として認められ、そのエリアにおける他国木の入津差し留めと、川長筋(那賀川筋)の「小仕成物」の差し留めを獲得したことが記されている。

ここで注目されるのは、この時の挽座株とは、藩(木頭代官)への冥加銀上納の見返りとして、排他的な売場特権を確保することで形成された点である。それも在地の側から願い出ること株=特権が公認されたことが注目されよう。また、挽座株設定が木頭百姓の年貢上納にも資するようになったとあるように、木頭材木の挽売場を、中島・富岡を中心とする下流域において設定することが、材木販売を軌道にのせるために不可欠だったのである。なお、「木頭材木挽座株」設定の時期はここには示されていないが、「材木方売人記録之覚」の通り明和元年(1764)とみてよいだろう。ただし、それ以前の挽座株との関連は不明である。

ところが、享和年中に、中島・富岡における挽座株が、否定されてしまう(c)。すなわち、挽座株の年季明に際し更新を願い出ると、海部郡代の佐和瀧三郎・赤川左蔵⁴⁾は「中島・富岡に“木頭材木挽座”を置くことはできない」との判断を示し、「当

山」＝木頭に挽座を設置するにいたる。この措置は、それまで木頭地域を管轄していた木頭代官が廃止され、木頭が海部郡代管轄へと替わったことによる可能性が高い⁵⁾。これに対し木頭百姓側は納得せず、先年通り中島・富岡での設置を願うが、認められなかった。その結果、木頭地域がどのような影響を受けたのかが、d・eで述べられることになる。

dでは、挽座が木頭におかれた直接の影響として、第1に、材木商売人がなく、材木の稼ぎが無くなり、年貢諸上納銀にも差し支えるようになったこと、第2に、近年凶作で少々づつ「材木仕成」をして中島・富岡に下しても、他国木が入ってから取り捌くのですぐには買い取ってもらえず、木頭からの「仕成人」が中島・富岡に逗留^{とうりゅう}することになり、その費用が高む上、低価に買い取られ、山方百姓は迷惑しているという点あげられている。つまり、他国木が自由に入りこむ状態となっており、挽座株が木頭におかれることで、中島・富岡に挽座株設定時の「他国木入津・小仕成物の差し留め」という売場規定が、効果を失っている点が注目されよう。挽座株設置場所の移転が、材木流通のあり方に変化を生じさせているのである。その一方で、実質的には中島・富岡は材木売買の拠点であり続けている点も見逃せない。

続くeは、材木流通には関連ないものの、cの事態が、この時期の藩による植林奨励策にも悪影響を及ぼす点を指摘する。すなわち、寛政3年(1791)に、木頭代官三間才知助・渡孫太夫が、取山・検地名負の伐畑に、杉・檜3,000本＝1株として植林を奨励してきた。それは30本(1%)だけ木頭代官御用木として上納すれば、安宅御用等他の負担は免除されるという優遇を伴って行われたもので、百姓らも植付に精を出してきた。ところが、cの結果dのように材木不繁昌となり、材木生産に依存した地域であるので、御林や取山が「^{つきやま}尽山」状態になったとしても材木生産に支障をきたさぬようにと、せつかく百姓が植付けに精をだしても、材木不繁昌では士気も落ち、植林奨励策も貫徹しない状態になっているという。

なお、植林を認める証文を、木頭上山・下山で60通あまり藩より下付されたことが記されているが、

『阿波藩民政資料』にみえる寛政7年・9年(1795・1797)の「伐畑山杉植付覚書」二点⁶⁾、『阿波藩民政資料』下巻の午四月「杉植付願上覚書写」⁷⁾等がそれにあたる。

こうして、挽座株が木頭に移ったことに伴う悪影響を述べたのち、fでは、今回要求する内容が記される。①赤石～椿泊での他国木入津差し留め、②川長筋諸材木を扱うために、木頭上下山材木売捌積出問屋という名目で新規に問屋を設置すること、③現在の挽座の者は仲買同様となることを願い出ている。そうすれば材木仕成商売人が多くなり、また年貢・上納銀の調達もしやすくなり、百姓もありがたいというのである。

ここで注目されるのは、挽座株を移すことは提起せず、木頭においたまま、しかし(挽座株が中島・富岡にあった時同様に)赤石～椿泊を他国入津禁止として売場域を確定し、そこに問屋を新設することで材木売買をしやすくすることを企図している点である。つまり、これまでの挽座株は、単なる製材ではなく仲買・問屋機能を包摂した存在であったが、ここでは、問屋機能を分化させるという挽座株の性格転換が提起されているのではないか(挽座から、仲買・問屋機能の分化)。dにみえるように、実際の材木の売捌きは、挽座株が木頭にある段階でも中島・富岡で行われていたのであり、このやり方は、より実態に即した形で問屋を公定するという方向性を有していたのだろう。

事実、こうした木頭百姓等の意向に添う形で、天保6年12月には、中島に隣接する大京原村善右衛門が、木頭上山村庄屋ら(本史料奥書連判者に同じ)に対し、木頭上下山材木売捌積出問屋が許可されればその才判を引き請けること、材木筏の受取方、材木入札を行い売捌代銀を木頭百姓にすぐに渡すこと、口銭を銀100匁につき5匁とすること、他国木積・川長筋不正荷物を発見した際に役所に届け出ること等についての約定書を提出している⁸⁾。挽座株の者は仲買に特化し、挽座株(仲買)からの材木を独占的に売捌き積み出すのが新規設定の問屋というわけである。

また、④問屋設定のあかつきには、問屋の冥加銀として10年で銀600目を上納することを願い出ている

る。注目されるのは、これが先年の挽座株冥加銀4貫360目と比べて低額であることの理由として、既に赤石～椿泊の挽座が冥加銀を上納してきたことを上げている点である。挽座株が木頭に移っても、冥加銀は上納しつづけていたことが確認できるし、冥加銀も挽座と見合う形で少額であるのも、問屋は挽座から分化したものであることの反映とみてよいだろう。

3) 課題

最後に、今後の課題を提示したい。

第1に、木頭百姓らのこの願いが実現をみたのかどうか、現時点では不明である。先述のとおり新規問屋設定に名乗りをあげる者の存在からは、ある程度実現したのではないかと推測されるが、関係史料の探索が必要であろう。第2は挽座の変遷についてである。たとえば、通説では挽座株が享和期に中島・富岡に移ったとされているが、本史料からは、むしろ享和期に木頭材木の中島・富岡での売場が取り上げられたことが確認できるし、挽座株が相互に移るものであったのかも確認できない。挽座と売人との関連、あるいは株の所有と経営についての実態把握（売人の存在形態）も含めて、従来使われていた「材木方売人記録之覚」についての丁寧な読み直しが必要となろう。この点とも関わって、第3に木頭材木の流通構造について。例えば、挽座株＝中島・富岡期、挽座株＝木頭期、各時期の（挽座株に包摂された）実質的問屋と、天保期新設定の問屋の違いなど、その流通の実態と位置づけとを関

連させて捉える必要があろう。木頭と下流域商人との単なる権利の争奪過程としてではなく、流通のあり方の変化としてみる視点である。第4に挽座株の構成員、あるいは願書を提出した百姓らの、地域社会構造上の位置—地域においていかなる存在であったのか—である。

いうまでもなく地域史の解明には、①史料を丁寧に読み込み、②史料に基づいて、事実をどこまで確定でき、どこから不明・課題なのか、その一つ一つを押さえ、③その上で史料相互の関連をみていくことが不可欠である。この報告はその試みの一歩にすぎず、不明な点を多く残しているが、今後の本格的な検討につながれば幸いである。

注

- 1) 『阿南市史』第2巻（1995年、小原亨氏執筆部分とくに513～520頁）、小原亨『阿波の川』（徳島県教育印刷、1996年）。
- 2) 『阿波藩民政資料』下巻（徳島県版、1916年、1984～1995頁）。
- 3) 木頭代官手崎村々のうち海部郡の分は、寛政11年1月以降、木頭代官から海部郡代へ引き分けられ（『徳島藩職制取調書抜』下、国立史料館、1984年、801）、さらに翌年9月には木頭代官は廃止となり、那賀郡は那賀郡代に付け替えられている（金原祐樹「近世阿波仁宇谷諸産物の統制」『高橋啓先生退官記念論集・地域社会史への試み』原田印刷出版、2004年）。
- 4) 寛政11年1月13日に海部郡代に任命されている（国立史料館編『徳島藩職制取調書抜』下、東京大学出版会、1984年、795）。
- 5) 2)に同じ。とくに1987頁。
- 6) 徳島県物産陳列場版、1914年、965～967頁。
- 7) 徳島県版、1916年、2015～2016頁。
- 8) 「仕渡約束書物事」（『阿波藩民政資料』下巻、徳島県版、1916年、2297～2301頁）。

（町田 哲・新居 聡）

材木挽座巻件願書写

(表紙) ⁽¹⁸³⁶⁾「天保七申年二月／海部郡材木挽座巻件願書写／日和佐御役処御渡被遊ニ付写、本文之義ハ御役処へ返上」
 天保六未年願 乍恐再三奉願上覚
 一、**a** 木頭上下山之義は、田畠無数、材木仕成ヲ以渡世相凌居申土地柄故、御年貢之義も川付悪敷候ニ付、新御藏御上納難出来候ニ付、大坂御売 ^(平) 御相場ニ間銀加へ銀札上納ニ被為仰付御座候、**b** 先年木頭御代官様へ奉願上候而、那賀郡中島・富岡ニおゐて木頭材木挽座株拾ヶ年之間冥加銀四貫三百六拾目、壹ヶ年ニ付四百三拾六匁宛奉指上候而被為仰付、右材木売場として北 [ヤブレ] 椿泊迄他国木御指留被仰付、并川長筋小仕成物御指留被仰付、材木丈夫ニ仕、御影を以御年貢・諸上納銀無指支奉上納仕、百姓老統難有奉存居申処、**c** 享和年中之比、右挽座御請処年明ニ罷成年継奉願上候処、佐和瀧三郎様・赤川左蔵様御在勤之節ニ而、於中島・富岡木頭挽座御仕居難被為仰付御趣ヲ以、於当山ニ挽座被為 仰付候得とも、難引合ニ付、先年之通於中島・富岡ニ被為 仰付候様奉願上候得共、不被為聞召届、**d** 自然と材木商売人無数稼無之、御年貢諸上納銀不旋ニ相成、且は近年打続凶作仕、百姓共老統極々迷惑仕居申ニ付、少々宛材木仕成仕、中島・富岡へ相下候得共、他国木入次第故早速買取呉不申、仕成人彼地ニ数日逗留仕造用多相懸、其上相場下直ニ□買被仕、山方百姓とも莽迷惑仕義ニ御座候、**e** 且又寛政三亥年木頭御代官 三間才知助様・渡孫太夫様取山御檢地負ニ、伐畑ニ杉桧三千本壹株として植 [ヤブレ] 得は、右之内ニ而三拾本木頭御代官所様御用木ニ奉指上候得は、安宅其余御用木ニ被仰間敷御趣法被仰付、百姓共老統難有帰服仕植付出情仕、上下山ニ而は御証文六拾余通奉頂戴仕居申候、右様帰服仕申も、前段ニ奉申上通挽座被為仰付、材木仕成を以渡世相凌申土地柄故、御林・取山尽山ニ相成候而も材木仕成無指支出来仕義と奉存候而植付出情仕候処、前段之通右商売不繁昌ニ付而は植付も不出情ニ相成申義ニ御座候、左候得は 御上大ニ御苦勞被遊候而御趣法被仰付候御事も無詮事と奉存候、**f** 何卒御慈悲を以諸事御究方ハ先年之通被為 仰付、北は赤石より南椿泊迄他国木入津御指留被為 仰付、并川長筋諸材木一手ニ木頭上下山材木売捌積出問屋と名目御仕居被為 仰付被為下候得は、只今之挽座之者は中買同様被仰付、問屋之義は挽座売り積出之仕儀ニ御座候得ハ、挽座 [ヤブレ] 迷惑ニは少しも相成儀は無御座候間、被為 仰付候得は冥加銀拾ヶ年之間六百目、壹ヶ年ニ付六拾目宛可奉指上候、尤先年四貫三百六拾目奉指上候得共、挽座一統より奉指上居申候、只今ニ而は赤石より椿泊迄所々之挽座共冥加銀奉指上申事故、問屋冥加銀之義は御減少被仰付、右奉願上通被為 仰付候得は追々材木仕成商売人多相成、御影ヲ以百姓共老統大ニ為成、御年貢諸上納銀調達之運宜敷取続百姓役丈夫ニ仕申義と奉存候、重々乍恐入御義ニは候得共、何卒御慈悲を以被仰付被為下候得は、百姓とも一統冥加至極難有仕合ニ奉存候ニ付、乍恐右之段書付ヲ以奉願上候、以上

⁽¹⁸³⁵⁾
 天保六未年十一月

海部郡木頭上山百姓 文兵衛
 三次兵衛 / [ヤブレ] 右衛門 / 与吉郎 / 善次郎 / 与六 / 市郎右衛門 / 良作 / 白石村百姓 徳弥

海部郡 御郡代様御手代
 那賀郡 高田道之助殿
 門脇権平殿

右之者共奉願上通相違無御座候、何卒右奉願上通被為 聞召届被下候得は、於私共も難有仕合ニ奉存候ニ付、奥書仕奉指上候、以上

未十一月

木頭上山村庄屋	田中虎之丞
同	藤井次部右衛門
西宇村 庄屋	長右衛門
和無田村 庄屋	亀蔵
北川村 肝煎	野口太一兵衛
折宇村 肝煎	兵次郎
南宇村 肝煎	次右衛門
海川村 肝煎	太郎左衛門
助村 肝煎	牛吉
木頭上山村五人組	同宇右衛門
同	清太左衛門
同	利三郎
同	佐五右衛門
同	馬蔵
同	佐右衛門
白石村 肝煎	八田停作

高田道之助殿
 門脇権平殿

3. 『諸出入株控』に見る組頭庄屋の仕事

1) はじめに

湯浅家文書からは木頭村だけでなく、近隣の村々を束ねる組頭庄屋を勤めていたことからこれら組村内の様子をうかがい知ることができる。本稿では、村々で起こった様々なもめごとに組頭庄屋がどのように関わり処理していたのかを『諸出入株控』の記事から見ていきたい。

2) 『諸出入株控』について

『諸出入株控』は漢数字の下に事件の概要と内済ないさいの成立年月日などが75件記されている。その概要をまとめたものが表1である。まず内済が成立した年月日が記されており、表1に記した年月日がそれである。この中でもっとも古い事件は3番の文政6年(1823)2月16日で、最終の75番の事件は弘化2年4月に内済が成立しており23年間に及んでいる。このことから弘化2年(1845)4月以降にこの史料が作成されたことがわかる。項目の数字と本文中の年月日は前後しており、願出の早かった順番であった可能性が考えられるがはっきりとしない。

次に記載の内容は、田畠・山林・屋敷地などの境界線をめぐる土地争いの事件がもっとも多く、ついで内縁関係の解消や親子・養子縁組みなどといった家政に関する事件、肝煎役退任など身居に関する事件、預り手形の処理や借金など金銭問題、困窮人の救済などが続く。記事からは内容を判断できないものもあるが、以下では、これらのうち、多くを占める土地争いと家政(喧嘩出入)に関する事例についてその経過を見ていきたい。

3) 土地争いの事例

三十四 当山村百姓品之助面次兩人屋敷境目出入御郡代へ願出ニ付私手元へ被仰付文政八酉年三月内済御聞届之上相済

この事例は、当山村の百姓品之助と面次の屋敷地境界をめぐる出入であるが、もめ事は郡代役所に持ち込まれたのちに郡代から私手元、つまり湯浅氏に事件の解決が命じられ、その仲介により文政8年(1825)3月に相互間で問題解決が図られた結果、「内済」が成立しその次第が郡代に報告され、郡代が報告を「聞届」たことで、この一件に関する一連

の諸手続きが終了した。なおここでは、「内済」にいたる経緯は記されていないが、当事者間の十分な話し合い＝「熟談じゅくたん」と綿密な証拠調べ＝「鍛きたえ」が行われた上で、双方が納得する解決策が採られたのだろう。

4) 喧嘩出入の事例

五十四 懸盤村久仁次福次郎兩人喧嘩忝件ニ付福次郎母ヨリ願出ニ付坂州村肝煎清左衛門へ申付至内済文政十亥年二月廿七日

この事例は、懸盤村の久仁次と福次郎が喧嘩に及び、福次郎の母がその仲裁を湯浅氏に願い出たところ、湯浅氏は仲裁役を坂州村肝煎の清左衛門に命じ、清左衛門によって「内済」が成立したものである。記事から経緯は不明であるが、53番にも同人物であろう懸盤村の久仁次と福次郎に利蔵・勘五郎が加わり出入に及んだ記事がある。この事件は一度内済が成立したものの、久仁次と福次郎の間では問題がくすぶっていたのだろう。また、仲裁役を組頭庄屋が当事者の居住村以外の肝煎に処理を任せている点が注目される。当事者間で問題解決ができない場合利害関係のない第三者あるいは、当事者両者と直接関係のある者の仲介によって問題を解決させるという方策がこの事例に適用されたのだろう。

5) 小括

『諸出入株控』の記事は、事例のように事件の内容と内済の成立年月日を簡潔に記したのみで、必ずしも事件解決の経緯を明確に知ることはできない。また、前後23年間に及ぶ記載期間に75件と記載項目の少ない割に記載内容が多岐にわたること、特定の村からの願出が多いことなどが疑問として残る。これは、湯浅氏が持ち込まれた事件の処理について事例を選んで記録することで以後の問題処理の参考にするために作成したからと推測される。

近世村落内の問題解決は、「内済」＝相互間での内々での問題解決が重要視されていた。また、「内済」その他の処理について組頭庄屋の職掌範囲の広さと責任の重さを窺い知ることができる。

文 献

「訴状・裁判文書」徳島県立文書館第23回資料紹介展 阿波の古文書パート2 展示解説図録 2002・2

(日野 善雄)

表1 『諸出入株控』項目一覧

番号	事 件	年 代	西暦	願 出 先	結 果	備 考
1	横谷村百姓嘉喜次地論	文政十亥年十一月十二日	1827	私方	済書	
2	桜谷村森多喜次、同人小家栄助、利左衛門本末筋目一件	文政六未年九月	1823	郡代	双方沓家にて内済	
3	小浜村白ヶ谷村御用持送りにつき願	文政六未年二月十六日	1823	(私方)	内済済口	
4	小浜桜谷両村作水分水につき願	文政六未年五月	1823	手元 郡代 手元	再願の未双方得心	
5	横谷村古夫役勤方につき願出	文政七申年二月十七日	1824	手元	相済書付受取	
6	小浜村百姓増次郎古屋村五人組清左衛門に対し預り手形につき	文政十亥年三月廿一日	1827	郡代	内済	
7	懸盤村角助ほか4名山畠境目につき出入	文政十亥年四月	1827	手元	大株内済	
8	桜谷村栄助より海部郡貞次郎弟常蔵に対し五年切証文に引合出入	文政十亥年三月	1827	手元	内済	
9	桜谷村花屋達助妹小鮎同村友吉内縁一件	文政九戌年五月	1826	郡代 手元	小鮎死亡により相済	
10	沢谷村恒蔵より国蔵に対し山畠4カ所につき出入	文政七申二月廿七日	1824	手元	壹巻取都下済	
11	桜谷村見掛入源蔵後家同村仲次郎に対し願出	文政八酉年十一月	1825	手元	相済	
12	桜谷村甚助養子につき本家多喜次に対し願	文政八酉年四月	1825	手元	相済	
13	坂州村伝衛門沓家取立願	文政九戌年十一月	1826	私方	相済棟付方へ	
14	懸盤村角助より同村新右衛門に対し山畠境目出入	文政九酉年七月	1826	手元	済	
15	桜谷村肝煎森多喜次与内困窮につき御手当願	文政七申年三月	1824	郡代 与内	取都上ル	
16	高野村五人組役任命に関する調査	文政六未年	1823	郡代 (私方)	行着	
17	懸盤村五人組役引退申出につき後処理	文政六未年十月	1823	郡代 (私方)	取都上ル	
18	長安村小谷同村次右衛門木頭村太夫ほか懸合	文政七申年三月十三日	1824	(私方)	内済	
19	拝宮村新兵衛養子直蔵行纏一件	文政七申年正月	1824	手元	内済	
20	懸盤村六太郎兵之助山畠一件	文政九戌年三月	1826	手元	内済	
21	拝宮村新兵衛かん同村林右衛門惣領京太郎内縁引分け	文政十一子年五月	1828	手元	内済	
22	懸盤村福次郎同村久仁次山畠出入	文政十一子年四月	1828	手元	半分行着残追って行着	
23	木頭名村肝煎徳右衛門惣領弟惣左衛門文蔵周蔵出入	文政七申年四月	1824	(私方)	一旦行着、後同九年十月まで三回手懸	
24	木頭名村庄屋綿之助退役願出			郡代 (私方)	行着	
25	坂州村武三郎離別	文政六未年六月	1823	(私方)	行着	
26	木頭名村徳右衛門退役願出	文政八酉年四月	1825	郡代	行着委細書付上ル	
27	小浜村肝煎元木周兵衛より組々困窮につき休役願出	文政十一子年三月	1828		行着委細書付上ル	
28	檜曾根村肝煎庄左衛門白ヶ谷村重吉山論	文政八酉年十月廿七日	1825	手元	内済	
29	木頭名村安右衛門より養子メ太郎につき願出	文政八酉年十一月	1825	手元	内済	
30	檜曾根村肝煎庄左衛門小家嘉五郎より弟喜和次に対し願出	文政七申年六月廿九日	1824	手元	内済	
31	檜曾根村亀左衛門惣領伝衛門後家出入	文政六未年三月	1823	手元	一旦行着、後再願出	
32	檜曾根村肝煎庄左衛門同村百姓善次兵衛行纏壹件	文政八酉年正月	1825	手元	相済	
33	白ヶ谷村喜美太郎願出一件	文政七申年三月	1824	手元	檜曾根村肝煎に申付の上内済	
34	当山村百姓品之助面次兩人屋敷境目出入	文政八酉年三月	1825	郡代 手元	内済	
35	当山村百姓是助杉林出入村中引合一件	文政八酉年三月	1825	郡代 手元	内済	
36	懸盤村美助後家より同村新左衛門に対し山畠一件	文政十亥年四月二日	1827	郡代 手元	内済	
37	懸盤村重太郎より同村新左衛門に対し山畠一件	文政十亥年四月	1827	郡代 手元	内済	
38	木頭名村夫役御免人惣左衛門ほか2名の家督・一ヶ年所得取調	文政十一子年二月	1828	郡代 手元	上ル	
39	高野村百姓源次郎并亀右衛門本末争い	文政十一子年九月	1828	手元	源次郎養子仲蔵を本家に被仰付相済	
40	懸盤村重左衛門後家より養子三五郎離縁願			郡代 手元	願出の通り行着上ル	
41	木頭名村中より牛飼受野山一件	文政八酉年四月	1825	郡代 手元	内済	
42	坂州村肝煎源左衛門老年により退役願	文政十亥年九月	1827		郡代に委細申上	
43	木頭名村作次惣左衛門兩人杉林一件	文政八酉年四月	1825	郡代 手元	内済	
44	長安村肝煎信次病死につき後役申出	文政十二丑年十月	1829		相調上ル	
45	東尾村肝煎只右衛門病死につき後役申出	文政九戌年二月十五日	1826		相調上ル	年月日は病死日時
46	朴野村百姓より同村先規奉公人に対し桑谷山出入一件	文政十二丑年二月	1829	郡代 手元	下済	
47	阿津江村木頭名村山畠山出入一件	文政八酉年四月	1825	仁宇村与頭庄屋柏木 叟右衛門 手元	行着不申、(天保元年) 寅二月行着	
48	菖蒲村治右衛門娘りん白ヶ谷村貞蔵内縁一件				菖蒲村ほか2村役人扱いにより下済	

番号	事 件	年 代	西 曆	願 出 先	結 果	備 考
49	田野瀬村神社取調之事					
50	懸盤村百姓壹統より西谷氏吉野氏藤川氏に対し一件					
51	拝宮村百姓浅右衛門同村壹助山島出入	文政十一子年三月	1828	手元	内済	
52	臼ヶ谷村重吉より小浜村茂次郎に対し田地証文出入	文政十二丑年三月廿日	1829	手元	内済	文政十一子年十一月手元預
53	懸盤村久仁次福次郎利藏勘五郎出入	文政十一子年	1828	手元	内済	
54	懸盤村久仁次福次郎兩人喧嘩出入につき福次郎母より願出	文政十一子年二月廿七日	1828	手元	坂州村肝煎清左衛門に申付の上内済	
55	土佐町からの稼人の檜曾根村快五郎娘に対する纏合一件	文政十二丑年七月九日	1829	手元	菖蒲村肝煎文左衛門に申付の上相済	
56	日真川筋鮎やな取り行纏一件	文政十二丑年	1829		内済	
57	村内不正	文政十二丑年正月廿一日	1829		五人組一人により行着書付受取	
58	新町三丁目住居基次後家より木頭村藤次郎沢谷村宮蔵兩人に対し借財一件	文政九戌年七月	1826	町奉行 郡代	済	
59	菖蒲村重五郎娘東尾村源太郎内縁につき行纏一件	文政九戌年四月	1826	手元	檜曾根村役人共に申付相済	年月日は願出年月
60	木頭名村藤次郎不所行につき親藤七より絶離願	文政九戌年四月	1826	郡代 私方	内済	
61	高野村仲蔵より同村吉兵衛に対し山島一件	文政十三寅年四月	1830	手元	内済	
62	寺内村百姓与三右衛門より同村辻郎に対し田地開につき出入	文政十三寅年四月	1830	手元	相済	
63	当村多数改名分相調の上棟付帳に記入	文政六未年四月	1823			
64	海部郡平谷村庄屋為三郎下人清九郎後家につき親伴次郎より願出	文政十亥七月	1827	郡代 手元	天保二年卯十一月下済	
65	音谷村百姓直左衛門より大久保村豊蔵に対し田地山島売地一件	天保元寅八月	1830	私方	音谷村役人八之助に申付済口書差出	
66	海部郡北河内村貞右衛門より同郡西宇村弁次郎に対し椎茸について御林方御蔵処に願出	天保三辰年六月	1832	御林方御蔵処 私方	内済壹卷相都	
67	那賀郡小島村神主当山村大吉に打擲され異死一件	天保三辰年三月八日	1832		取都	左年月日に双方死亡
68	当村五人組吉之丞相続人留次并嫁きつ家出一件			(私方)	書付差出	
69	懸盤村極難渋人に対する病気治療ほか救済費用明細	文政七申年十一月	1824			
70	懸盤村百姓の内困窮人家数調	文政十一子年十二月	1828			
71	懸盤・小島・岩倉・横谷・沢谷・高野・小泉の七ヶ村極難渋人調書藩に提出	天保三辰年閏十一月	1832			
72	沢谷村百姓常蔵同村例太美馬郡井の尻村伊兵衛椎茸山出入	天保五年八月	1834	手元	下済	
73	高野村袈裟蔵より同村源次郎に対し畠地質物出入	天保七申年三月十二日	1836	郡代 私方	相済	
74	海部郡平谷村吉蔵伐り畑出入	天保八酉年十一月	1837	(郡代) 私手元	弘化二巳年四月内済	
75	海部郡国石村徳蔵伐畑山元米返米三石五年切売地出入	天保十二丑年九月	1841	(郡代) 私手元	弘化二巳年四月内済	

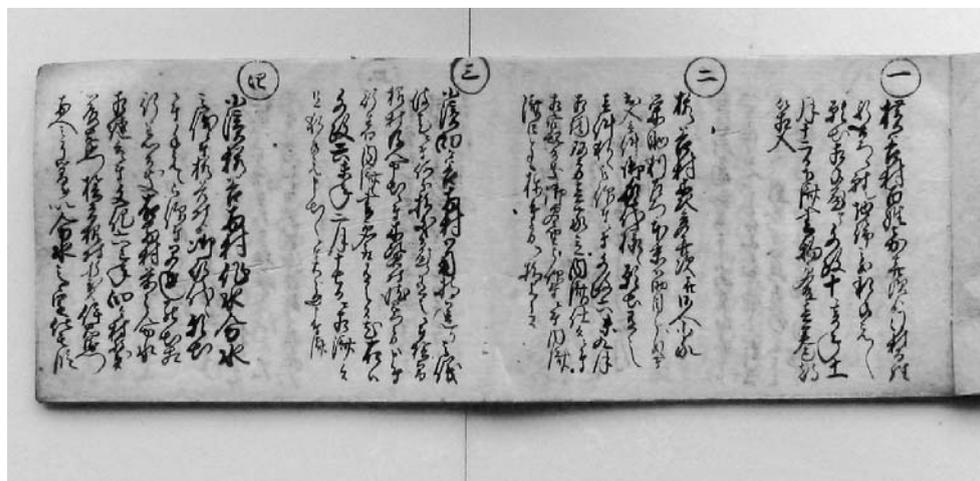


写真 1

4. 木頭村「村明細帳」について

1) はじめに

今回調査した湯浅家文書の中で、村明細帳として次の2冊が確認できた。一つは寛政5(1793)年に木頭村肝煎湯浅八左衛門から組頭庄屋柏木良助宛てに提出した「那賀郡木頭村反畝高物成其外品全銘細帳」、もう一つは、文化13(1816)年に同村庄屋湯浅八郎太から岡崎三蔵宛てに提出した「那賀郡木頭村御国絵図就御用反高相都指上帳控」である。

前者は奥書に「阿波志編集御用」のため差上げたとある。当時、藩命により藩儒佐野山陰が編纂し始めた『阿波志』の資料として提出した帳面の控えであろう。内容は村高・反別・人口・戸数・牛馬数の他に産物、隣村への道程、湯浅家の由来、寺社とそれにまつわる伝説、山河の名前と言い伝え、名所旧跡、その土地独特の言葉使い等々広範囲にわたり詳細な記述がなされている。

後者は、江戸時代後期に実際の測量に基づいた分間絵図が多数作成されたが、藩測量方として優れた測量技術をもって活躍した岡崎家四代目三蔵宛てのものである。前者とほぼ同様の内容が記載されており、全般に簡潔な記載となっている。

2) 『阿波志』の内容と明細帳

ここでは、『阿波志』案文となった前者のたいへん多岐にわたる明細帳の内容が、実際にどの程度『阿波志』に掲載されたのか、以下その比較を取り上げてみたい。表2は『阿波志』と明細帳を対象したものである。参照していただきたい。言えることは、村高・反別・戸数・人口等の村の生産にかかわる基本的なことがらや寺社の名前と数等は網羅されているのに対し、その他の部分は省略されたり、また名所旧跡や言い伝えは最小限に押さえられていることである。

『阿波志』編纂の都合上、村明細帳の内容を取捨選択したことはやむを得なかったことだろう。しかし、今一度同帳に目を通すなら、近世後期阿波国の那賀川最上流に位置した山深い小村に生きる人々の生活、信仰心や伝承、喜怒哀楽を垣間見ることができないだろうか。産物に茶・葛根・^{わらび}蕨・^{たふ}太布とあるが、但し書きとして、茶の葉は売買し現金収入の

元に、葛・蕨は凶作の年に掘り起こして食料に当て、太布は毎年一軒ごとに軒別着料とするとある。耕地が僅少である山村の日々の生活の工夫が如実に伝わってくる。なお、この村明細帳には記載がないが、他の文書には蜂蜜採取や椎茸栽培のことも書かれていた。また四方の村境への道のりと境の村名が挙がっているが、各25丁、12丁、10丁、8丁の道程数に村人の生活範囲の狭かったことや人・牛馬がひとり通れるだけの細くて草の生い茂る道を想像してしまう。湯浅家の由緒についても長々と述べられている。当家の先祖は紀州熊野から那賀川の奥へやってきて木頭村に住みつき、村々を開基していったこと、拝宮村の村名が那伊瀬権現奉拝からくるものであること、那智大社を勧請していること、天正年間に検地帳につけあげられたこと、藩の家老山田織部の領地となって名字帯刀を許されたという謂れ、また以後に「^{あが}上り知」となったこと等々である。

那伊瀬十二社権現にまつわる伝承も多岐にわたる。往古に石垣にしていた大石が3尺(約90センチ余)ほど蹴上がって、社壇に今あるという。北俣川の川中にある龍宮石の話は『阿波志』に載っているが、明細帳の方が詳しく興味深い。即ち誰もこの石に上ったことがなく、上れば病気になるとか、竹木の川下しの際は石に印をつけて通ったとか、^{かんぼつ}旱魃のとき神前で雨乞いをするが、山伏がこの石の前で祈祷すると雨が降ったとあり如実である。権現嶽の深い岩窟にまつわる話も同様である。岩が白色で水が清冽であること、神が休座したという榎の木が隔年に新葉を出すことは『阿波志』にあるが、50年前に当村の増兵衛という者が薪にしようと斧で伐ったところ晴天が忽ち暗闇となり小砂が雨の如く降ってきて^{ぼうぼう}這々の体で帰ったという話は省略されている。

その他「牛の角」の地名の由来、十二社権現の宝物である玉劔のこと、湯の明神の謂れ、^{しょうみょう}小名や川、谷、山の呼び名、太い薪を「くぜ」と呼ぶなど当地独特の言葉使い等々逐一挙げればきりが無い。これらからは当時の村人の生活のにおいや息づかいが伝わってくるようである。

(大柴せつ子)

表 2 寛政 5 年『木頭村銘細帳』と『阿波志』対照表

		寛政 5 年銘細帳		阿波志	
		項目	数量	項目	数量
一般項目					
一	田畠	5反8畝6歩			
	高 (古御蔵)	2石5615			
	田畠	2畝22歩			
	高	0石2745			
	残	2石287			
	物成	1石15261 (御請四つ二歩)			
一	外米	1石0699			
	田畠 (山田織部様御上り知)	3町1畝14歩	水陸田	3町5反9畝	
一	高	22石3378	高	24石	
	合毛	上 0石0075			
	同	中 0石0065			
	同	中下 0石005			
	同	下上 0石004			
	同	下 0石003			
	同	下々 0石002			
	物成	10石9936			
一	家数	40軒	戸口	40軒	
	人数	140人	人数	140人	
	男	65人			
	女	75人			
一	牛数	30匹			
交通					
一	拝宮村境柿ノ不てより坂州村境麓家屋迄 (村内道数)	25丁			
	内ノ瀬十二社権現より海部境迄 (村内道数)	10丁			
	当村之内轟谷菖蒲村境栗坂より拝宮村境出合迄 (村内道数)	8丁			
	当村之内松本坂州境山の神森より拝宮村境揃峠迄 (村内道数)	12丁			
産物					
一	産物 茶 葛根 蕨 太布 但茶之葉は売買仕候 葛根は凶年の節掘し出食料に 太布は毎年共村中軒別着料仕候				
由緒書き					
一	木頭村肝煎 八左衛門 旧家高祖紀州熊野権現之従下小久見中将兼光子湯浅庄司権野生兼正嫡孫				
一	湯浅壺岐守兼行と申仁根元紀州熊野より罷越長山之内木頭村住居當村開基仕拜宮・坂州・木頭名・当山・阿津江両村共開基仕由ニ申傳へ御座候 依之右村々内在名木頭別レ故木頭名村と申傳へ候				
一	拝宮村と申ハ那伊ノ瀬拾貳社権現先年此村より奉拜し故則拜宮と村名申由ニ候傳候ニ而御座候				
一	地面名負之義ハ苗字帯刀之者ニハ名負等不被仰付と御座候而、天正年中ニ御檢地名負之義ハ先祖義若兵衛名負ニ仕候由言傳ニ而御座候、右若兵衛より八左衛門迄六代罷成申候				
一	但亦苗字帯刀之義ハ山田織部様御領地と罷成其御御取立罷成候儀哉委敷ハ相分不申候				
一	然共私居屋敷ハ出来島様へ御渡も被成候而も被下置来り御座候所、御上り知以來御檢見様方御趣御竿入罷成御取立被為成候				
一	尤元祖より代々之次第申上候へハ事長ク罷成候委ク先祖言殘置御座候				
一	系図ニ相分り御座候外ニ左キ書物四通写シ仕相添指上申候				
神社					
一	那伊瀬 氏神十二社権現				
一	一社 本宮				
一	一社 新宮 那智			(阿波志) 那智祠 木頭名那伊瀬里に在り 又本宮新宮八社五水天轟祠聖牛王祠王子祠あり	
一	一社 八社宮				
一	一社 五水天 但母御之宮とも申候				
一	一社 王護宮 右ハ那伊瀬拾貳社権現場南向キ前ニ北俣川有御山之姿至とくの山ニ而御座候				
一	右ニ挪左ニかん竹宮初御神来之時竹ノ御杖突捨之所生茂ノ御座候と言傳へ申候 又ハ壺夜之内ニ生す共申伝御座候 此竹平生候竹とハ違イ外へ座取信竹不仕幾年茂其株より生成申候				
一	権現之景内 (境内) ニ昔より様御座候				
一	西之方ニ当りて赤井水有、此所ニ小社御座候処、先年大水之節流失仕、川長筋加茂付辺へ流し上り之趣申傳へ御座候				
一	新宮眷属石と申社檀ニ御座候、往古ニ石垣ニ仕候所自三尺斗飛上り之趣聞傳へ御座候、今ニ其石社檀ニ御座候				

寛政5年銘細帳		阿波志	
項目	数量	項目	数量
神社			
一	北俣川一圓荒川二而御座候、然共権現之前四、五丁之間水之音不仕昔より今に至迄大水之節大キ成ル石流集り候而も地盤之石より外ニ沓ツ茂置不申候 同所川中ニ龍宮石と申石有 此石昔より今ニ至迄人々不上られ不存として上り候得ハ病氣附申か 又ハ不思議成ル事出来申ニ付材木川下ケ之節ハ其時々印シを立置申候 大早魁之節ハ権現之神前ニ而雨乞仕候節石龍宮石ニ而山伏折候得ハ大方雨降り申候	(阿波志) 北又川 源木頭奈為瀬に出づ宇奈為祠前に至り水中に石あり龍宮石と曰ふ、土人雨を乞ふ其東に石あり圓石と曰ふ高さ二丈許り磯石の上に安ず俗に傳ふ神の遊ぶ所也と里人畏敬す且つ竹木を下す物必ず祭て過ぐ拜宮に至り瀑二あり曰く大竹、小竹、雨して長河に注す	
一	山之名高山と申内山ニ権現瀧と申す岩窟有 此瀧之木竿生之木とハ生姿替り居申候 右岩窟へ神遊有之由 此瀧へ宮より拾式丁程御座候 其間ニ神休座ス樫ノ大木ノ沓本御座候 此木沓ト本ニメ東西枝隔年ニ新葉ヲ出シ申候 神木今ニ御座候 此木五拾ヶ年以前ニ當村増兵衛と申者薪ニ仕度思ひ立 斧ニ而式打三打伐内忽晴天くらやみニ罷成り小砂雨ノことく降り懸り其候漸罷帰り候趣相覚へ候者御座候	(阿波志) 高山 権現嶽に窟あり其深さ知るべからず石皆白色、或は懸り或は峙す往々戸窓を為す又水あり清冽能く入る物稀なり樹木蒼翠樹あり尤も大なり相傳ふ東西の枝、隔年葉を更え生ずと	
一	右岩窟江先年參詣仕候者申傳へ御座候ハ此岩窟深サ何程御座候哉殊之外深サきれいニ而沓圓石の色白ク様々品替ル所も多ク御座候由申傳へ御座候 併暫行て水も御座候様ニ申傳へ 猶又くわとふ口て様なる所も御座候由申傳へ御座候 近來ハ一向參詣仕者無御座候		
一	瀧脇と申処ニ権現瀧と申瀧御座候 此瀧最物ニ御神来之瀧と言傳へ御座候	(阿波志) 権現嶽 瀧脇に在り	
一	牛の角と申す所ニ大石之下タニ長沓尺五寸程ニ寺廻り之牛之角先年より入置御座候此義ハ聞傳等相分り不申候此土地ノ小名牛ノ角号御座候		
一	十二社権現宝物玉劔先年ハ數多御座候由申傳御座候得共只今玉之めげ沓トツ劔式ツならでハ無御座候然共此の宝物常ニ持扱シ不申候右夫々申傳へ有増書記指上申候		
一	珠神沓社御座候ハ共是ハ何之時代ニ建立初り候哉申傳へも無御座候		
一	沓社轟大明神 但村内小名轟谷と申所ニ御座候此義申傳へ義相分り不申候		
一	沓社聖午王 木頭村肝煎八左衛門先祖ニ而御座候 此義ハ私先祖之内深手ニ因果申者守神と奉崇候へ共申伝候迄ニ而何ノ何年初り候儀哉相分不申候		
一	沓社王子権現 但村内小名川尻と申所ニ御座候此義も右同断相分不申候		
一	山神四ヶ所 是ハ村中一統祭り来り御座候		
一	仏堂 本尊阿弥陀如来 脇立地藏尊 是ハ何ノ何年ニ何れ開基仕候哉相分り不申候 此堂ニ付長福寺と申寺号付之庵御座候処三拾ヶ年以前ニ焼失仕只今少シノ庵立置御座候		
地名			
一	村内の小名 私居屋敷八名のほりと申候 仁儀 下も田 上ミ田 かふ森 内野瀬 川尻 廣野 細尾根 桑野坂 轟谷 松本 恐の尾		
一	村内川之名 川下モより上ミへ ひノ木ノ渦 清水之瀬 長カ磯渡シ舟場 橋の渦 長カ戸ろ 二ふの森 那伊ノ瀬渡シ舟場 淵くび じかとう 音谷川 がんぞが瀬 猿飛石五味のまへ		
一	谷の名 なふび谷 裳ヶ谷 市ノ内谷 土佐ノ内谷 松本谷 打置谷		
一	山の名 ほんじ之尾 うるしか溝 ゑぼし石 那郎が志ら 檜が谷 くひら 黒いそ 棚之溝 廣瀬 みさご 濱中知 朴の太尾 大津江 かいば原 ゆの溝 ずかふ畑 じかとう 瀧のくび 有のミぞ 黒松 鏡ノ岩屋 柿ざと 柿のほて 花のミぞ 板すりざこ 藤ごうし 植松ノ久保 松ノ久保 彦次郎久保 すり鉢久保 墓石の久保 上り立てノ久保 桜の久保 水舟ノ久保 是合テ八保ト申候 惣名ハかし峯と申候 森石 打置 瀧ノ上 猪野平 五郎蔭		
一	山ノ名ゆの溝と申所往古此所ニ湯御座候此湯ニ而昔殺生人ふじゆう成ル手を洗い其時より湯引込ミ重而湯不出由申傳へ御座候其印ハに其裾ニ少シのほこら仕湯の明神と号祭り居申候		
当村の言葉遣い			
一	太キ薪くぜといふ 今晚をこいさといふ 歩行事をむくるといふ 人呼事をとへるといふ かんこ苔深ふして鳥驚すと聖代の御代と聞傳しが今此君深山の奥の者迄も無御滞御々ミ民の虫らが鳴更ル 言葉さへ奉レトハ誠ニ奉恐入 くぜ焼てこいさ年守かんこ鳥 苔深ふしてとへずむつらず		
あとがき			
	右ハ阿波志編集御用ニ付反高御物成其外一切帳面ニ相認可指上旨被為仰付奉畏右之通帳面ニ相記指上申候 右之外御案分ニ相当り候品ハ無御座候以上 丑二月廿一日 木頭肝煎八左右衛門 柏木良助殿		

※「寛政五歳丑二月廿二日 那賀郡木頭村反畝高物成其外品全銘細帳」(木沢村湯浅秀利家文書)、笠井藍水訳『阿波誌』1971年刊より作成

5. 木沢村歴史民俗資料館所蔵浄瑠璃本について—淡路座の影響など—

1) はじめに

2004年10月18日(月)・19日(火)の両日、木沢村歴史民俗資料館において同館所蔵の浄瑠璃本を調査した。冊数を示せば、通し本(いわゆる丸本)3冊、抜き本(いわゆる稽古本)108冊123点、合計111冊126点が所蔵されていた。

紙数の制限もあり、ここでは、

- ①木沢村所在の浄瑠璃本には、淡路座の影響がみられること
- ②徳島所在の本屋「天満屋武兵衛」の新出の印記の二点について、報告する。

なお本章に用いる浄瑠璃本の種類や名称などについては、「浄瑠璃本の種類と性格」(『特別企画展歴史資料に見る 阿波の人形浄瑠璃』、徳島県立文書館、2004年7月21日所収)を参照されたい。

2) 資料の概要および集書の時期

通し本3点は、いずれも明治期の刊行である。

『本朝廿四孝』七行本は、加島屋加島清助板であるが、明治5年(1872)の町名改正以後の住所表記「土佐堀裏町」を用いる。

『妹背山婦女庭訓』『酒呑童子話』各七行本は、加島屋竹中清助板。竹中清助は明治16年(1883)3月以後活動した板元で、明治19年(1886)と同24年(1891)の二回にわたって、加島清助の板本を引き継いだ。そのため、竹中板の通し本2点の刊行は、明治24年以後の刊行と考えられる。

抜き本をみれば、木板本54点の内、板元の活動時期や本の体裁から近世期の刊行と思われる本27点、近代の刊行本27点、がある。写本69点では、明治・大正の元号を記す本があるのに対して、近世期の元号を記すものはない。

概して、集書の時期は新しいように思われた。

3) 淡路座の影響下にあること

淡路の人形座が近世期、日本国中を巡業地として活動したこと、およびその後背を支えたものは阿波・淡路の領主・蜂須賀家であり、また阿波のひと

びとであったことは、いまさら繰り返すまでもないことであろう。この関係から考えれば、木沢の地に、淡路座の影響がみられることは当然のことである。

「淡路座の影響」とは、大坂(および京、江戸)の興行には見られず、淡路の人形座の興行でのみ用いられた作品名が、木沢の浄瑠璃本に記されている点に指摘できる。

「賤ヶ嶽七本鎗」と通称される、淡路座上演題『大功旭花山』は、天明6年(1886)6月初演『比良嶽雪見陣立』と、寛政11年(1799)10月初演『太功後編の旗颯』(『絵本大功記』の続編)とを合わせて、一作としたものである。また淡路座上演題『源平八島合戦』は、明和8年(1771)正月初演『弓勢智勇湊』の改題である。作品名「賤ヶ嶽」「大功旭花山」「八島合戦」などと記した本は、当地の人形浄瑠璃が淡路座の上演慣習下にあることを証明する、たしかかな資料である。

この点を踏まえてみるならば、『敵討優曇華龜山』『酒呑童子話(大江山酒呑童子)』『生写朝顔話』『自来也物語』『玉藻前曦袂』なども、淡路座における主要演目であることが思い起こされるのである。

『比良嶽雪見陣立』の、写本「大功旭花山賤ヶ嶽七本鎗 本陣柴田切腹之段 大切」の前表紙には、「大字木頭村仁義駒若所用」と記されている。同書によれば、淡路座が巡業の途中に残していった本ではなく、当地において書写されたものであることが判る。

木沢の浄瑠璃本は、阿波の人形浄瑠璃の成り立ちを知る上で、貴重な資料と言えるであろう。すなわち大坂に初発した「義太夫節による人形浄瑠璃」を、大坂から直接学ぶのではなく、淡路座を直接の師としたことである。人形操作法やカシラを例にして既に述べられたことではあるが、浄瑠璃本(上演作品)の面からも、淡路座の影響下にあったことを強調しておきたい。

4) 徳島所在の本屋「天満屋武兵衛」の新出の印記

天満屋武兵衛(通称「天武」)は近世期、阿波国徳島にあって、大坂で刊行された浄瑠璃本の取次ぎ販売をした本屋である。旧稿「阿波の書肆・天満屋武兵衛と浄瑠璃本—『今代源氏東軍談』五行抜き本

の出板をめぐって一」(『凌霄』第9号、四国大学、2002年2月所収)の段階では、天武の住所表記に「阿州徳島橋筋」と「橋筋鍛冶屋町角」の二種の存在を確認していたが、木沢の浄瑠璃本に、これらとは別の表記を見出した。「五行・六行／取次所 阿州徳島杉屋町・天満屋武兵衛」という印記である。新出の「杉屋町」表記の方が、新町橋筋鍛冶屋町角よりも古いらしいことを、述べておきたい。

「杉屋町」の印は、「薫樹累物語 土橋のだん」五行抜き本に押されたものである。『薫樹累物語』とは、安永8年(1779)3月初演『伊達競阿国戯場』を、寛政2年(1790)4月に改題したものであるが、当該本の刊行は、この時ではないようである。以下、少し詳しく刊行時期について述べる。

当該本の板元「天満屋安兵衛」(通称「天安」)は、天明(1781)ごろから文政11年(1828)ごろまでの大坂における最大の浄瑠璃本板元・天満屋玉水源次郎(通称「天源」)の、手代であった。大坂本屋仲間記録「出勤帳」に拠れば、寛政5年(1793)2月8日、天源の「別家」として加入しているが、浄瑠璃本屋としての活動は、前年の秋『有職鎌倉山』の再板本刊行に始まっていた。

また当該本にみえる天安の住所表記「大坂平野町御霊筋西」は、通し本をみると、寛政4年(1792)秋『有職鎌倉山』から、文化11年(1814)2月初演『酒呑童子話』までに見られ、文化13年(1816)7月初演『五天竺』では「心齋橋博労町」と改まる。前記「出勤帳」では、文化12年10月20日条に、天安の「変宅申出」の記事があるので、住所表記「平野町御霊筋西」は、文化12年10月まで用いられたものと考えられる。すなわち当該本は、板元の住所表記に基づき、寛政4年秋から文化12年10月までの刊行であると推定される。

天武による押印は、当該本の刊行後であることは間違いがないが、それは遅くとも、天保15年(1844)以前であると思われる。補後表紙の見返しに「天保拾五歳辰正月吉日」との墨書がある。この書き入れは少なくとも、天武が押印、取次ぎ販売したのちの、改装後に行なわれたと考えられるから、押印の最下

限と見做すことができる。すなわち天武の「阿州徳島杉屋町」の印は、寛政4年(1792)～天保15年(1844)までの、最大52年のいずれかの時点で押されたことは確かと思われる。

旧稿に述べたことであるが、天武の「阿州徳島橋筋」の印は、明治はじめごろまでは確かに用いられている。このこととの整合性を考えれば、天武はいつのころか、杉屋町から鍛冶屋町角へと移転したものと解釈すべきであろう。

なお杉屋町と鍛冶屋町は同一の道筋にあって、新町橋筋の交差点から、西へ入ると杉屋町(西新町一丁目)、東へ入ると鍛冶屋町(東新町一丁目)となる。天武が新町橋筋から入った場所(杉屋町)から、通りに面した角屋敷(鍛冶屋町)へと進出した時期は、不明である。今後の課題としたい。

5) まとめにかえて

最後に珍書について述べたい。リストの「26 東洋平和礎」は、表紙に「三勝サワリノ作替」とあるが、三勝・半七の心中を脚色する『艶容女舞衣』の内、下巻「酒屋の段」の女性主人公・お園のクドキを書き換えたものである。後ろ表紙見返しに「明治卅七年二月徳島日々新聞二見エタリ投稿者ハ阿葉々太夫トアリ」とあって、新聞投稿記事を書き留めたものと知られる。

内容は、夫(半七)を想う妻(お園)という関係に。日本とロシアをあてはめたもの。原作の「今頃は半七様。どこにとふしてござらふそ。今さら返らぬ事ながらわしといふ者ないならば。」(5行40丁B本)を、「今頃は日本さん。どうはらだてゝござらうぞ。今更返らぬ事ながら。驚という国ないならば。」と、書き改める。お園の一人称「わし」から、発想したものか。

明治37年(1904)2月10日の宣戦布告により、日露戦争開戦。書き換えとしては上出来とはいえないが、浄瑠璃がパロディーの原作として新聞紙上に採用されるほど人々に浸透していたことを知る、好資料である。

(神津 武男)

表3 木沢村歴史民俗資料館所蔵浄瑠璃本（抜き本）目録

凡例

一、「抜き本」1点ずつを、所属する作品ごとにまとめ、段数順に配列した。

一、記載内容は、1点1行を原則として、

資料名〔資料名典拠〕（資料体裁）となるように記した。

なお資料体裁には、①「共紙：前のみ」、②「共紙：前後」、③「洋紙金具」、④「写本」の種別を記した。①～③は木板本で、表紙の体裁などに拠る区分である。①は近世、②③は近代の刊行。

一、作品の認定につき、久堀裕朗氏（大阪外国語大学）の教示を得たものがある。記して、感謝申し上げます。

1	伊賀越道中双六（いがごえどうちゅうすごろく） 伊賀越道中双六 沼津ノ段口〔内題〕（共紙：前のみ） 伊賀越道中双六 六ノ口〔考証題〕（写本） 伊賀越道中双六 沼津の段〔内題〕（共紙：前のみ） 伊賀越道中双六 六ツ目切〔内題〕（洋紙金具）
2	一谷嫩軍記（いちのたにふたばぐんき） 一谷嫩軍記 序の切〔内題〕（共紙：前後） 一の谷嫩軍記序の切 敦盛出陣段 豊竹仙吾〔前表紙〕（写本） 一ノ谷嫩軍記 小次郎魁の段 竹本島小大夫〔前表紙〕（写本） 一谷嫩軍記 式の中 道中〔前表紙〕（写本） 須磨浦之段〔内題〕（写本） 一谷嫩軍記 二の切〔内題〕（共紙：前のみ） 一谷嫩軍記 二の切〔内題〕（共紙：前のみ） 一ノ谷嫩軍記 三の切〔内題〕（洋紙金具）
3	妹背山婦女庭訓（いもせやまおんなていきん） 妹背山 大序〔前表紙〕（写本） 妹背山女庭訓 蝦夷館の段 序中〔前表紙〕（写本） 妹背山婦女庭訓 序の詰〔内題〕（写本） 妹背山婦女庭訓 二ノ中〔考証題〕（共紙：前のみ） 妹背山婦女庭訓 式の詰〔内題〕（共紙：前後） 妹背山太宰の館 三の口 花わたし段〔前表紙〕（写本） 妹背山婦女庭訓 三の切〔内題〕（共紙：前のみ） 妹背山婦女庭訓 三ノ切〔考証題〕（写本） 妹背山婦女庭訓 四ノ中〔考証題〕（共紙：前のみ） 妹背山 四段目中〔前表紙〕（写本） 妹背山婦女庭訓 四の切〔内題〕（洋紙金具） 妹背山 四段目落合 大切〔前表紙〕（写本） 妹背山 四段目落合 豊竹駒若太夫〔前表紙〕（写本）
4	絵本大功記（えほんたいこうき） 再・板ノ本能寺合戦 太功記〔前表紙〕（洋紙金具） 絵本大功記 五冊目の切〔内題〕（共紙：前後）
5	奥州安達原（おうしゅうあだちがはら） 奥州安達原 三の切〔内題〕（共紙：前後）
6	近江源氏先陣館（おうみげんじせんじんやかた） 近江源氏先陣館 八ツ目の口〔内題〕（共紙：前後） 近江源氏先陣館 八ツ目〔内題〕（共紙：前のみ） 近江源氏 盛綱陣家段 八ツ目ノ切 虎製〔前表紙〕（写本）
7	加賀見山廓写本（かがみやまさとのききがき） 梅御殿〔前表紙〕（写本）
8	敵討優曇華亀山（かたきょうちうききのかめやま） 豊竹玉太夫 敵討優曇華亀山 初段〔前表紙〕（写本） 明治十三年九月 敵討優曇華亀山 初段 七段〔前表紙〕（写本） 岡崎繩手 敵討優曇華亀山 七ノ口〔前表紙〕（写本） 敵討優曇華亀山 遠州屋〔内題〕（共紙：前のみ） 敵討優曇華亀山 奥庭華園 拾段目〔前表紙〕（写本）
9	仮名手本忠臣蔵（かなでほんちゅうしんぐら） 忠臣蔵大序鶴ヶ岡の段 同十一段目敵討の段〔前表紙〕（写本） 仮名手本忠臣蔵 第式〔内題〕（共紙：前のみ）

	恋歌の意趣 忠臣蔵 三ツ目 [前表紙] (写本) 忠臣蔵喧嘩場 三ツ目 [前表紙] (写本) 塩治館の段 忠臣蔵 四段目 [前表紙] (写本) 忠臣蔵五段目 [前表紙] (写本) 仮名手本忠臣蔵 六段目 [内題] (共紙：前のみ) 財布の連判 再・板/忠臣蔵 六ツ目 [前表紙] (共紙：前後) 仮名手本忠臣蔵 七ツ目 [内題] (洋紙金具) 仮名手本忠臣蔵 七ツ目 [内題] (共紙：前のみ) 仮名手本忠臣蔵第七掛合 大尽の鉈刀 寺岡平右衛門の分 駒雄 [前表紙] (写本) 於軽場懸合の段 忠臣蔵第七巻の内 [前表紙] (写本) 仮名手本忠臣蔵 第九 [考証題] (洋紙金具) 仮名手本忠臣蔵 九段目 [内題] (洋紙金具) 忠臣蔵第九 山科の段 大字木頭村仁義真雄 [前表紙] (写本) 仮名手本忠臣蔵 十一段目 [内題] (写本)
10	鎌倉三代記 (かまくらさんだいき) 鎌倉三代記 第四 [考証題] (写本) 鎌倉三代記 大筒のだん [内題] (共紙：前のみ) 鎌倉三代記 六段目ノ口 [前表紙] (写本) 鎌倉三代記 八ツ目口 [内題] (共紙：前のみ)
11	祇園祭礼信仰記 (ぎおんさいれいしんこうき) 祇園祭礼信仰記 序の切 [内題] (共紙：前のみ) 信仰記 序の口 一志 [前表紙] (写本) 明治十五年十月廿三日 祇園祭礼信仰記 立行の段 式の口 [前表紙] (写本) 祇園祭礼信仰記 二の口 [内題] (共紙：前のみ) 竹本駒若 芥子島 の段 信仰記 二の詰 [前表紙] (写本) 祇園祭礼信仰記 三の口 [内題] (共紙：前のみ) 上煖屋の段本 祇園祭礼信仰記 三の口 [前表紙] (写本) 祇園祭礼信仰記 三ノ中 [内題] (共紙：前のみ) 祇園祭礼信仰記 三の詰 [内題] (共紙：前のみ) 祇園祭礼信仰記 三の詰 [内題] (共紙：前のみ)
12	源平布引瀧 (げんべいぬのびきのたき) 源平布引瀧 四段目ノ切 虎製 [前表紙] (写本)
13	源平鶴鳥越 (げんべいひよどりごえ) 日向島 美尾ノ谷館の段 八鳥日記 仁義姓 [前表紙] (写本)
14	木下蔭狭間合戦 (このしたかげはざまかっせん) 木下蔭狭間合戦 五之巻の口 [内題] (共紙：前のみ) 木下蔭狭間合戦 五の奥 [内題] (共紙：前のみ) 木下蔭狭間合戦 七冊目 [内題] (共紙：前のみ)
15	しきしま操軍記 (しきしまみさおぐんき) 敷島操軍記 序下 本主銀造 [前表紙] (写本) 鋪島操郡記 三の中 [前表紙] (写本)
16	酒呑童子話 (しゅでんどうじむかしがたり) 大江山 木頭村 比叡山の段 酒呑童子話 仁義姓 [前表紙] (写本) 酒呑童子話 三の詰 [内題] (共紙：前のみ) 酒呑童子話 渡辺屋敷の段 [内題] (共紙：前後) 酒呑童子話 渡辺屋敷の段 [内題] (共紙：前後) 大江山 鬼が城の段 公時ノ役 湯浅姓 [前表紙] (写本)
17	生写朝顔話 (しょううつしあさがおばなし) 朝顔日記 大序 [前表紙] (写本) ダイジヨ [内題] (写本) 仁義真雄 朝顔日記 舟別レの段 [前表紙] (写本) 明石船別の段 [内題] (写本) 弓の助屋敷 [内題] (写本) 二段目掛合 [内題] (写本) 生写朝顔話 二ノ切 [考証題] (写本)

	<p>まやの口 [内題] (写本) 笑葉の段 [内題] (写本) 朝顔日記 宿屋の段 [内題] (洋紙金具) 祝言場の段 [内題] (写本)</p>
18	<p>自来也物語 (じらいやものがたり) 自来屋物語六つめ 平幡松原の段 坂州村宇寒若竹本島小太夫 [前表紙] (写本)</p>
19	<p>菅原伝授手習鑑 (すがわらでんじゅてならいかみ) 菅原伝授手習鑑 四の切 [内題] (共紙：前後) 菅原伝授手習鑑 四段目ノ切 [内題] (洋紙金具)</p>
20	<p>相馬太郎孝文談 (そうまたろうみばえぶんだん) 相馬太郎孝文談 日岡峠の段 銀太夫 [前表紙] (写本)</p>
21	<p>太功後編の旗颯 (たいこうごにちのはたあげ) 賤ヶ嶽 大功旭花 焼香場之段 [前表紙] (写本) 賤ヶ嶽七本鎗 式段目ノ口 [前表紙] (写本) 賤ヶ嶽七本鎗 勢揃之段 持主木頭駒若 [前表紙] (写本)</p>
22	<p>伊達競阿国戯場 (だてくらべおくにかぶき) 薫樹累物語 土橋のだん [内題] (共紙：前のみ)</p>
23	<p>玉藻前囃袂 (たまものまえあさひのたもと) 蘭亭宮の段 玉藻前序の切 [内題] (写本) 玉藻前旭袂 化粧殿ノ段 [内題] (洋紙金具) 絵本・増補／玉藻前旭袂 三の切 [内題] (共紙：前のみ)</p>
24	<p>田村磨鈴鹿合戦 (たむらまろすずかかせん) 勢州・阿漕浦／鈴鹿合戦 平治住家ノ段 [内題] (共紙：前のみ)</p>
25	<p>近頃河原達引 (ちかひころかわらのたてひき) おしゆん・伝兵衛／堀川の段 [内題] (共紙：前後)</p>
26	<p>東洋平和礎 (とうようへいわのいしずえ) 三勝サワリノ作替 東洋平和礎 日露事件 豊竹駒雄太夫所用 [前表紙] (写本)</p>
27	<p>八陣守護城 (はちじんしゅごのほんじょう) 八陣 大序 [前表紙] (写本) 八陣 玉泉山 じんぎ [前表紙] (写本) 八陣四段目ノ口 鞠川サワリ之段 大字木頭仁義真雄 [前表紙] (写本) 八陣守護城 四ツ目ノ切 [前表紙] (写本) 八陣守護城 六冊目の切 [内題] (洋紙金具) 八陣守護城 六冊目の切 [内題] (共紙：前後) 八陣 政清本城 吉要 [前表紙] (写本)</p>
28	<p>日吉丸稚桜 (ひよしまるわかぎのさくら) 日吉丸稚桜 三の切 [内題] (共紙：前のみ)</p>
29	<p>比良嶽雪見陣立 (ひらがたけゆきみのじんだて) 賤ヶ嶽三中 庵室之段 竹本松花 [前表紙] (写本) 大功旭花山賤ヶ嶽七本鎗 本陣柴田切腹之段 大切大字木頭村仁義駒若所用 [前表紙] (写本)</p>
30	<p>ひらかな盛衰記 (ひらがなせいすいき) ひらかな盛衰記 三の切 [内題] (共紙：前後)</p>
31	<p>本朝廿四孝 (ほんちょうにじゅうしこう) 諏訪明神社 廿四孝 式段目の口 [前表紙] (写本) 廿四孝 景勝下駄場 三ツ目中 [前表紙] (写本) 本朝廿四孝 三ノ切 [考証題] (写本)</p>
32	<p>伽羅先代萩 (めいぼくせんだいはぎ) 伽羅先代萩 御殿 [内題] (共紙：前のみ)</p>
33	<p>弓勢智勇湊 (ゆんぜいちゆうのみなど) 弓勢八島合戦 教経住家の段 二段目 五拾貳番屋敷仁義姓 [前表紙] (写本) 能登の守住家の段卅八枚 八島合戦 二の切 [前表紙] (写本)</p>
34	<p>義経千本桜 (よしつねせんぼんざくら) 義経千本桜 初段の切 [内題] (共紙：前後) 義経千本桜 三段目の切 [内題] (共紙：前のみ)</p>

6. 木沢村公文書の概要

市町村合併が急速に進められている現在、地域のアイデンティティを再考する資料として、役場の公文書を次世代に引き継ごうという動きがある。木沢村には幸い役場の3階に広い書庫があり、明治5年(1872)から現在に至るたくさんの公文書が残されていた。今回の調査では、沢谷村と坂州木頭村が合併して木沢村が誕生した昭和30年以前の簿冊等にしぼり込み、現地でカードにとった。カードには①簿冊番号②標題③年代④作成部署⑤形状を書き抜いた。カードはその後エクセルにてデータ化した。総冊数は1,206冊となったが、明治初年に作られた丈量図・明細図などの図面等も含まれ簿冊のみではない。

表4は、木沢村の公文書を年代別に分けたものであるが、明治・大正・昭和とまんべんなく資料が残っていることがわかる。表5は、文書の主題別に分類したものである。残念ながら旧坂州木頭村分の公文書はわずかに48冊に過ぎず、大部分は旧沢谷村の公文書である。旧沢谷村分には明治22年(1889)町村制施行以前の明治前期の行政の実態を知ることができる公文書が残されている。明治11年に郡区町村編成法によって郡が行政単位となったのち、翌12年に那賀郡にも郡長が就任し沢谷村に郡役所からの達が送られたものを綴ったものが、12年～19年に11冊ある。(郡役所達については後に詳述)村会・議会関係の公文書は、17年から22年にかけて沢谷村外7村会の議案・村会日誌・議員出席簿などがある。これらは、国会設立の前に作られた地方議会、特に地域に近い議会の様子を知るためには貴重な資料である。このほかにも、地租改正に関する基礎台帳である地券台帳や明治13年に調査した神社仏閣の明細帳などもある。

明治22年以降は坂州木頭村・沢谷村ができて以降は、村会議案書・決議録など村議会に関する史料はほぼ両村ともある。しかし坂州木頭村分のそれ以外の公文書は残念ながら個々にしか残されていない。

沢谷村分の公文書には、貴重なものが多いので概要のみを記す。教育に含まれる「沢谷村尋常高等小学校沿革誌」は、明治34年から大正にかけての沢谷村高等小学校の沿革を記したものである。大正4年

表4 木沢村公文書年代別表

明治	264	～昭和10	125	～昭和30	420
大正	98	～昭和20	238	不明	61
					1206

表5 木沢村公文書分類別表

	坂州木頭村	沢谷村	木沢村	その他
連合村会		18		
村会・村議会	16	46	2	
総務	3	116		
法制	3	20		
宗教		6		
税務	6	163		
出納		147		
戸籍	1	84		
厚生		41		
郡役所		13		
財政		15		
土地	18	212		
土木		66		
農地解放		40		
農林		53		
教育	1	28		
軍事		8		
警察		4		
裁判		3		
産業		25		
選挙		5		
消防		2		
国民保険		36		
銃後奉公会		3		
その他				2
	48	1154	2	2

から昭和30年の沢谷村内の「学校基本財産台帳」もある。

また戦中昭和19年の農林青年学校の「予算書」や戦後昭和22年の「新制中学校関係綴」もある。選挙に含まれる明治22年の「初回議員選挙録」は初めての帝国議會議員選挙に関する公文書である。産業に含まれる昭和初年の「煙草耕作台帳」や「木炭同業組合書類」、戦後昭和20年以降の「沢谷自家用電灯組合」「沢谷村開拓農業協同組合による羊毛生産関係」は、沢谷村の様々な産業の動向を示している。農地解放には「農地買収計画」を初め農業委員会の公文書がまとまって残されている。戦中の軍隊や銃後奉公会に関する文書が含まれている。その他、戸籍・総務・法制・土木・土地など基本的な公文書が揃っている。

これらの公文書は、この地域を知るためには外にはない貴重な財産である。町村合併の後那賀町となってもこれら公文書の保存に是非留意していただきたい。(金原 祐樹)

7. 「郡役所達」にみる設立当初の戸長役場

1) はじめに

今回の阿波学会総合学術調査の一環として、地方史班は木沢村役場の調査を実施し、旧沢谷村（前身の岩倉外八ヶ村記別＝沢谷記別を含む）の公文書1,206冊を確認した。その中には、明治10年代に岩倉外八ヶ村（沢谷）記別役所が作成した那賀郡役所からの達の綴が含まれている。

明治12年（1879）1月、前年に公布された郡区町村調整法（いわゆる三新法のひとつ）によって、それまでの大区小区制が廃止され、郡や町村が行政単位として復活した。各郡には郡長が、各町村には戸長（多くは複数町村がブロックを編成し—これが記別—そこに一人置かれる）が置かれ、府県知事・県令—郡長—戸長という統一的な地方制度が成立した。戸長役場は市制・町村制が施行される明治22年（1889）まで存続するが、本県ではこれらの役場文書の多くが散逸しているため、その実態には不明の部分が多い。この点で、この郡役所達綴は戸長役場の機能や郡役所との関係を考察する上で、極めて重要な意味を持つものである。

木沢村役場には、明治12・13・15・17・18年の郡役所達綴が残されているが、紙数の関係もあり、ここでは明治12年の「高知県那賀郡役所御達 岩倉外八ヶ村役所」（徳島県が再置されるのは翌年）をもとに設立当初の戸長役場の一端を報告することとする。

2) 戸長役場のスタート

次の史料1と2をみてもらいたい。

史料1

其村役所之義、人民ノ協議ヲ以テ便宜ノ位置ニ可相定筈之処、創業之際ニ付急速其協議之難至候条、居テ協議相整候迄指向便宜ノ地ヲ撰ヒ、至急可被申出、此段及御達候也

明治十二年一月廿日

那賀郡長吉田次郎
戸長斎城甚平殿

史料2

岩倉村外八ヶ村一般へ

其組合村内戸長之義、今般官撰ニ抛リ左書之者被採任候条、此段申達候也

明治十二年三月廿八日

那賀郡長吉田次郎
那賀郡沢谷村
斎城甚平

史料1によると、明治12年1月にスタートした戸長役場の位置は、各町村の“人民協議”に任されている。戸長の選出方法に関して当初政府は公選が望ましいとし、高知県も明治12年2月の戸長公選法¹⁾によって官選・公選は各町村に任せている（明治17年に公選廃止）。県内各地で戸長の公選が行われているが、岩倉外八ヶ村（沢谷）記別では史料2から公選は行われず、それ以前に沢谷村庄屋や三十四番組与頭・第十小区副戸長などを歴任した斎城甚平²⁾が官選で選ばれたことがわかる。

3) 郡役所との関係

当時、郡長には極めて広汎な権限を付与されており、各町村戸長は郡長の指揮監督下で行政事務を遂行していたに過ぎないと云われている。この両者の関係を予算面からみてみたい。

史料3

那賀郡岩倉外八ヶ村
戸長へ

其役所職務取扱費及ヒ用係雇給額、明治十一年度下半ヶ年分左之通ニ被下候条、諸般節減ヲ旨トシ規則ニ随ヒ可取扱□旨相達候

附リ給費之儀ハ郡長ヨリ別途之達ニ及ヘシ

明治十二年一月五日

高知県

一金三拾九円也 職務取扱費

□壹ヶ月金六円五拾銭

一金貳拾四円也 用係雇給

□壹ヶ月金四円也

史料4

本年四月分戸長已下月給旅費五月分職務取扱費共可下渡候条、至急受取方可被申立、尤第三類自一月至三月勘定帳未指出無向も有之、左候時ハ過不足不相当、下渡方ニ指問候間、勘定帳指出延引候向ハ請取

申立之節必勘定帳指出可申、此段申達候也

明治十二年五月二日

高知県那賀郡役所

戸長、用掛等の給与及び職務取扱費や旅費などは郡役所から各町村に出されていたことがわかる。史料4にみえる「第三類」勘定帳の内容は不詳であるが、郡役所から支給された職務取扱費に関して戸長は収支報告を求められ、それによって補正が行われた可能性も考えられる。このような郡役所のコントロールは、人事面にも認められる。

史料5

戸長用掛勤怠簿之義、毎月郡長之検閲ヲ受クヘキ筈之所、益指出無之等閑ニ相成居候ニ付、本年一月已来検閲無之分ハ取纏メ可被指出、尤向後之義ハ必ス毎月分翌月五日迄ニ指出候様可被致、此段申達候也

明治十二年五月五日

高知県那賀郡役所

明治13年1月から施行された高知県令から郡長委任条件¹⁾の中には、「町村役所用係筆生等ノ進退戸

長ヨリノ具申ヲ許諾スル事」が含まれている。しかし、史料5に見る限り明治12年段階で那賀郡役所は戸長・用掛の労務管理を直接行っていることになる。これをみても戸長が郡長の指揮下におかれていた当時の状況がうかがわれる。

4) 小括

明治12年の「高知県那賀郡役所達」には県会議員選挙、旧大区小区財産引継、地租改正作業、徴兵検査、職業調査、小学生徒試験、防疫等、当時の沢谷地区の歴史を語ってくれる興味深い「達」が満載されている。これ以降の「郡役所達」をひもといていけば、激動の明治10年代における那賀郡内の歴史が浮かび上がってくるであろう。この「郡役所達」はかつて木沢村誌編纂に活用されている。その原史料である「郡役所達」が一般に公開され、歴史研究や地域おこしの素材として広く活用される日がくることを願う次第である。

注

- 1) 『徳島市史 第二巻』(徳島市 1976年)「史料」の項参照
- 2) 『木沢村誌』(木沢村 1976年)第三編第二章参照

(徳野 隆)